

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成23年8月1日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第4条 (省 略)</p> <p>第5条 (本取引の資格要件) (省 略)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>一定以上の資産を有すること。</u> <u>◇定期収入がある場合(パート・アルバイトを除く)</u> <u>は、金融資産が50万円以上あること。</u> <u>◇定期収入がない場合(無職・専業主婦・学生等)</u> <u>は、金融資産が100万円以上あること。</u></p> <p>(4)～(11) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (本取引の資格要件) (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>金融資産が50万円以上あること。</u></p> <p>(4)～(11) (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(以下現行どおり)</p>
<p>附則 この約款は、<u>平成23年4月1日</u>より施行する。</p>	<p>附則 この約款は、<u>平成23年8月1日</u>より施行する。</p>